

## お問い合わせは

役 場 ☎388-1111  
南 事 務 所 FAX387-5816  
北 事 務 所 ☎387-6266  
福 祉 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171  
中 央 公 民 館 (町体育協会事務局) ☎388-3231

松枝公民館 ☎387-0156  
下羽栗会館 ☎387-2360  
総合会館 ☎387-8432  
福 祉 会 館 ☎387-1121  
町社会福祉協議会 ☎387-5332

## 配偶者暴力防止法（DV法）が改正されました

配偶者暴力防止法（DV法）が改正され、保護命令の対象を子供や離婚した元配偶者まで拡大され、退去命令の期間を2ヶ月に延長するなど柱とした改正法が成立し、昨年12月2日に施行されました。



【問合せ先】岐阜県配偶者暴力相談センター（☎274・7377）

内閣府では、配偶者からの暴力被害者支援情報サイトを開設しています。

ホームページアドレス

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

### 改正の主な内容

- 1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 2 保護命令制度の拡充  
離婚後も暴力が続く場合、元配偶者も対象とする。被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の対象とする。  
退去命令の期間を2ヶ月に拡大する。  
退去命令についても再度の申し立てを可能とする。
- 3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施が可能
- 4 基本方針および基本計画の策定
- 5 被害者の自立支援の明確化など
- 6 警察本部長などからの援助
- 7 苦情の適正かつ迅速な処理
- 8 国籍、障害の有無を問わない人権の尊重



笠松九巴

<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

### 如月シリーズ

- 6日（日）
- 7日（月） 第28回ウィンター争覇  
名古屋タイムズ杯（P）
- 9日（水） 初花月特別（中央・地方指定交流）
- 10日（木）
- 11日（祝）

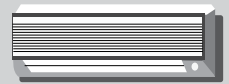
### 梅花シリーズ

- 20日（日）
- 21日（月）
- 23日（水） うぐいす特別（中央・地方指定交流）
- 24日（木） 東海クラウン
- 25日（金）

ホームページにてレース映像配信実施中  
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信中

## 省エネルギー月間

2月1日～28日



冬季は暖房の使用などに

よってエネルギーの消費が増大する時期です。

省エネルギー月間である2月は、省エネを呼びかける街頭キャンペーンなどが全国で実施されます。ちょっとした衣類の工夫で「暖房の設定温度は20にする」など、家庭や職場などで省エネを実践しましょう。

**A** 笠松町から転出するとき、戸別受信機と電源プラグを返してください。  
転居するときは、その地域にあった戸別受信機と交換しますので、戸別受信機を役場総務課まで持参してください。

【問合せ先 総務課】

**Q** 戸別受信機は、笠松町から転出または転居（笠松地域から松枝地域へ、松枝地域から下羽栗地域など）するときは、どうすればいいのですか。

## こんなときどうするの Q&A

このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。